

令和4年八千代市農業委員会

第11回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和4年八千代市農業委員会第11回総会議事日程

開催日時	令和4年11月2日(水) 午後1時30分～午後3時10分
開催場所	八千代市役所 新館6階 第4会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第5号, 報告第1号～第4号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農地法第4条の件(県許可分)
議案第2号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第3号	農地法第5条の件(県許可分・継続審議)
議案第4号	農地法第3条の件
議案第5号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地法施行規則第29条届出書の件
報告第2号	会長決裁事項の報告 農地法第18条の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第4号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (13名)

1 市川和彦	3 島村隼人	4 鈴木正範
5 安原清	6 將司実	7 加茂太郎
8 佐藤孝之	9 花島淳	10 立石勝則
11 稲垣哲也	12 間野恵一	13 齋藤孝一
14 小名木伸雄		

(欠席委員: 2 黒崎玲子)

◆出席農地利用最適化推進委員 (12名)

1 黒澤京子	3 立石猛	4 綱島和朗
5 吉橋清一	6 鈴木美登	7 志田啓佑

8 戸 田 真 一 9 長 岡 勇 10 立 石 秀 夫
11 中 基 保 美 12 今 井 茂 13 櫻 井 正 浩
(欠席委員：2 小 林 正 樹)

◆事務局 (4名)

局 長 村田 順儀 次長 小林 直樹 主査 中尾 通彦
主任主事 樽見 侑樹

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名 (定員3名)

◆総会議事録

議長 (小名木会長)	皆さん、こんにちは。 私から議事に入る前に1点申し上げます。 新型コロナウイルス感染症予防対策として、引き続きマスクの着用にご協力いただき、発言する際には着座にてお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。 ただ今出席されております、農業委員は14名中、13名、推進委員は13名中、12名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和4年八千代市農業委員会第11回総会は成立いたしました。
議長	ただ今から開会します。 日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め、指名します。 5番 安原委員、6番 將司委員、両委員にお願いします。
議長	日程第2、議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第4号をもって、本日の議題とします。 この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。
議長	日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。
議長	議案第1号 農地法第4条の件、県許可分、1番について、申請代理人にお越しいただいておりますので、入室願います。 【申請代理人入室】

議長	申請代理人の方でよろしいですか。
申請代理人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読
局長	<p>本件は、10月27日、地区担当の花島委員、長岡推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。市立萱田小学校の東約400mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は次の2ページとなります。</p> <p>申請理由は、既設の農業用倉庫兼作業所が老朽化したことにより、申請地に新たに建設し、農業用倉庫兼作業所として使用したいとするものです。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は農用地ですが、農業振興計画を軽微変更し、用途が農業用施設になっています。農用地は原則として転用の許可をすることができませんが、農業用施設やその施設に付随する駐車場等で、利用者数などに照らして規模が過大でない場合は許可できるものとされており、数量算定根拠や事業計画を確認したところ、規模が過大でないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界には20cm程度の盛土を行い、土砂の流出等には十分配慮すること、排水について、雑排水は、合併浄化槽で処理後、浸透枡へ流入し、雨水は、自然浸透とすること、工事中は、防護柵を設置し、土砂等の流出を防止すること、それぞれを確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>9番 長岡推進委員、どうぞ。</p>
長岡推進委員	<p>9番 長岡です。</p> <p>去る10月27日に現地調査を行いました。</p>

	<p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、既設の農業用倉庫兼作業所が老朽化したことに伴い、新たに建設したいということですので、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>11番 稲垣委員，どうぞ。</p>
稲垣委員	<p>11番 稲垣です。</p> <p>申請人は，どのような営農をされていますか。</p> <p>また，土地利用計画図を見ますと，農作業場として24.84㎡確保されていますが，ここでどういった作業を行う予定ですか。</p>
申請代理人	<p>現在，水田43a，畑16aを申請人とその妻二人で耕作しています。米はJAに出荷，畑では，キャベツ，白菜，さつまいもを栽培し，近隣住民へ販売しております。作業については洗浄，袋詰めを行う予定です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>ご苦勞様でした。</p> <p>申請代理人は退室してください。</p> <p>【申請代理人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第1号について，討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め，討論を終わります。</p>

議長	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第5条の件，県許可分，申請番号1番から5番については関連する案件であるため，一括して説明，審議及び採決を行います。申請代理人にお越しいただいていますので，入室願います。</p> <p>【申請代理人入室】</p>
議長	<p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，10月27日，地区担当の小林推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図3ページをご覧ください。上高野工業団地の東約800m，佐倉市境に位置しています。</p> <p>土地利用計画図は，次の4ページとなります。</p> <p>申請理由は，建売分譲住宅の建設をしたいとするものです。</p> <p>転用許可基準について，始めに立地基準は，農地区分について，当該地は，農用地ではありません。市街地化の傾向が著しい区域内にあり，住宅，事業用施設などが連たんしている区域にあたるため，第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>次に一般基準は，転用行為に必要な資力は，残高証明書で確認していません。</p>

	<p>他法令関係は、都市計画法及び法定外公共物管理条例に該当し、必要な申請及び承認を得ています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること、排水について、汚水は、合併浄化槽で処理後、雨水管へ接続し、雨水は、浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を雨水管へ放流すること、工事中は、バリケード等を設置し、安全確保に努めること、それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、現地調査を実施した委員の意見を求めます。</p> <p>4番 鈴木正範委員どうぞ。</p>
鈴木正範委員	<p>4番 鈴木です。</p> <p>去る10月27日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、市街地化の傾向が著しい区域にあり、転用は止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>1番 市川委員どうぞ。</p>
市川委員	<p>1番 市川です。</p> <p>土地利用計画図を見ますと、開発区域にコの字形の道路を作り、その東側は雑草地と書かれていますが、今後そちらの雑草地のほうも開発する計画はあるのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>当初は全体を開発する予定でしたが、連たんが届かず、開発の許可が下りないということで、雑草地の部分を除外させていただいている状態です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>ここは元々田んぼだったはずですが、地耐力は大丈夫でしょうか。</p>

申請代理人	開発の許可が下り次第、地耐力の調査を行ない、地盤改良を行う予定です。
花島委員	宅地造成法ですと、地耐力としてボーリング調査でN値50以上が必要であるはずですが、把握していますか。
申請代理人	把握しておりません。
花島委員	仮に液状化するような地盤だと、相当な改良が必要となる訳ですが、採算は合うのでしょうか。
申請代理人	地耐力が不足している場合、柱状改良工事を行う予定ですが、その予算も盛り込んであります。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	12番 今井です。 水田であれば豪雨の際に貯水できますが、開発に当たり豪雨対策はしているのでしょうか。
申請代理人	計画地北側に大型の調整池を作り、雨水を一時的に留める予定となっています。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 間野委員どうぞ。
間野委員	12番 間野です。 調整池の具体的な地番を教えてください。
申請代理人	916番1と917番1です。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。

	<p>ご苦労様でした。 申請代理人は退室してください。</p> <p>【申請代理人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより議案第2号の1番から5番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。 この案内図では分からないと思いますが、現地は田んぼとして管理していると言えるのかなという感じがします。元々谷津としては機能しておらず、田んぼとして耕作していくのは難しい場所だと思いますので、現地調査の報告で、適切に管理されているというのは、どうなのかなと疑問に思ったものですから発言させていただきました。</p>
議長	<p>事務局は今の指摘に対して意見ありますか。</p>
事務局	<p>現地調査をしてきましたが、この農地は、登記簿によると昭和46年に土地改良が行われ、現況が畑となり、その後、木が生えるなど雑草地帯になっております。</p>
佐藤委員	<p>農地として適切に管理されていないなら、それで良いのではないかと思います。もう転用が決まっている所を適切に管理されていたというのは、言葉としてどうなのかなと思ひまして、それだけの疑問です。</p>
議長	<p>討論ではなくて、質疑ですね。 他に討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>続いて採決を行います。 議案第2号の1番から5番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第2号の1番から5番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に，議案第2号の6番について，申請代理人にお越しいただいていますので，入室願います。</p> <p>【申請代理人入室】</p>
議長	<p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，10月27日，地区担当の安原委員と吉橋推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図5ページをご覧ください。県立八千代西高等学校の西に位置しています。</p> <p>土地利用計画図は，次の6ページとなります。</p> <p>申請理由は，特別養護老人ホームの建設をしたいとするものです。</p> <p>転用許可基準について，始めに立地基準は，農地区分について，当該地は，農用地ではありません。農地の集団規模が10ha未満であること，市街地化の傾向が著しい宅地域ではないことから，第1種及び第3種農地にも該当しないため，第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地は土地の代替性が問われますが，提出された申請書を確認したところ，交通の利便性や施設の規模を考慮し検討した結果，申請地でなければ転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準は，転用行為に必要な資力は，残高証明書，福祉貸付資金借入申込書，県補助金の内示書等で確認しています。</p> <p>他法令関係は，都市計画法に該当し，必要な申請及び承認を得ています。</p> <p>転用による被害防除対策は，隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し，土砂等の流出を防止すること，排水について，汚水は，合併浄化</p>

	<p>槽で処理後，側溝へ接続し，雨水は，浸透貯留槽にて流出抑制後，オーバーフロー分を側溝へ放流すること，工事中は，立看板を設置し，安全確保に努めること，それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>5番 安原委員どうぞ。</p>
安原委員	<p>5番 安原です。</p> <p>去る10月27日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として，適切に管理されておりました。</p> <p>また，先ほど事務局から説明があったとおり，近隣の農地以外の土地で検討した結果，申請地でなければ転用目的が果たせないため，転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>12番 今井推進委員どうぞ。</p>
今井推進委員	<p>12番今井です。</p> <p>駐車場が22台となっていますが，利用者が集中する時間帯には足りるのでしょうか。不足する場合には，他に駐車場を作る予定があるのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>担当した設計会社がこのような特別養護老人ホームを多数手がけており，その実績を元に考慮した結果，この台数となりました。</p>
今井推進委員	<p>駅からも距離があるため，車移動を選択する方が多いと思いますが，その点は考慮されていますか。</p>
申請代理人	<p>日常的に駐車場を占有する福祉車両が3台あります。残りの19台については，出入りする車両のスペースとして活用します。スタッフの採用においても公共交通機関を利用する条件で募集します。将来的に駐車場を増やしていく可能性もありますが，現時点ではこの台数で足りると考えてお</p>

	ります。
議長	他に質疑ありませんか。 7番 加茂委員どうぞ。
加茂委員	7番 加茂です。 申請地の北側に農地がありますが、日照などは問題ないのでしょうか。
申請代理人	日照については、シミュレーションソフトを用いて検証しております。 朝夕に影が近接地にかかりますが、近接地所有者立ち合いのもと、検証結果についてご説明をさせていただき、同意をいただいております。
加茂委員	土地利用計画図を見ますと、右上に「市道緑が丘西14号線基準法上の道路にあらず」と書いてありますが、これはどういう意味なのでしょうか。
申請代理人	本事業による整備で、施設の前は基準法上の道路となりますが、それ以外の部分に関しては、基準法上の道路とならないため、その旨を明記しております。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請代理人は退室してください。 【申請代理人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第2号の6番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。

	<p>議案第2号の6番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第2号の6番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に，議案第2号の7番について，申請代理人にお越しいただいていますので，入室願います。</p> <p>【申請人代理入室】</p>
議長	<p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，10月27日，地区担当の將司委員，鈴木美登推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図7ページをご覧ください。京成バラ園の北西約200mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は，次の8ページとなります。</p> <p>申請理由は，申請者は申請地の隣地でゴルフ練習場を経営していますが，新たにバッティングセンターやフットサル場，ドローンスクールなどを開設するため，来場者の増加が見込まれ，新たに駐車場の建設をしたいとするものです。</p> <p>転用許可基準について，始めに立地基準は，農地区分について，当該地は，農用地ではありません。市街地化の傾向が著しい区域内にあり，住宅，事業用施設などが連たんしている区域にあたるため，第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>次に一般基準は，転用行為に必要な資力は，残高証明書で確認していま</p>

	<p>す。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること、排水について、雨水は、砕石敷きの自然浸透とすること、工事中は、立看板を設置し、安全確保に努めること、それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>6番 将司委員どうぞ。</p>
将司委員	<p>6番 将司です。</p> <p>去る10月27日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、市街地化の傾向が著しい区域にあり、住宅、事業用施設などが連たんしている区域にあたるため、転用は止むを得ないと考えます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。</p> <p>案内図を見ますと、近隣に住宅地もありますが、貸駐車場ではなく、あくまでゴルフ練習場の来客用の駐車場ということでしょうか。</p>
申請代理人	<p>ゴルフ場と新たに開設する施設の駐車場となります。</p>
佐藤委員	<p>新たに開設するバッティングセンターなどの施設はどの程度の利用客を見込んでいますか。</p>
申請代理人	<p>バッティングセンターは一日に30～40人、ドローンスクールは開講時に10人、フットサル場は30台程度の駐車台数を見込んでいます。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請代理人は退室してください。</p>
議長	<p>【申請代理人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより議案第2号の7番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の7番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の7番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条の件、県許可分、継続審議、1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p>
議長	<p>【申請代理人入室】</p> <p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>

次長	議案朗読
局長	<p>本件は、令和4年第10回総会において、審議されましたが、質疑において、申請代理人の出席がなかったことから、継続審議となりました。</p> <p>現地調査は、9月30日、地区担当の佐藤委員、戸田推進委員と10月の現地調査班で行いました。</p> <p>場所は、案内図9ページをご覧ください。市立睦北保育園の南西約700mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の10ページとなります。</p> <p>申請理由は、譲受人は、市内で建設業を営んでいますが、資材置場を所有していないことから、新たに資材置場を設置したいとするものです。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は、農用地ではありません。また、農地の集団規模が10ha未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地は土地の代替性が問われますが、提出された申請書を確認したところ、他の事業地近隣において計画施設の条件に適した土地がなく、申請地でなければ転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること、排水について、雨水は、砂利敷きの自然浸透とすること、工事中は、被害の防除に努めること、それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 戸田推進委員どうぞ。</p>
戸田推進委員	<p>8番 戸田です。</p> <p>去る9月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、周辺の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>

議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p>
議長	<p>12番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番 間野です。 土地利用計画図を見ますと資材と書いてあり、説明では建設業を営んでいるとありましたが、具体的にどのような資材を置く予定ですか。</p>
申請代理人	<p>主に輸入の建築資材で、外装部材、内装部材、内装サッシ等となります。</p>
間野委員	<p>車路、作業場、資材置場のすべては、砂利敷きになるという理解でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
間野委員	<p>案内図を見ますと、道路から離れているようですが、どのような進入口を考えていますか。</p>
申請代理人	<p>接道している隣地が申請人の所有地で、砂利敷きの通路となっていますので、そこから進入する予定です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請代理人は退室してください。</p> <p>【申請代理人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより議案第3号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第3条の件、申請番号1番及び2番については関連する案件であるため、一括して説明、審議及び採決を行います。1番及び2番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、10月27日、地区担当の齋藤委員、櫻井推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図11ページをご覧ください。桑納橋の南東約400mに位置しています。 申請内容は、土地の贈与による所有権移転です。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 農作業常時従事要件は、従事日数が150日ですので、150日要件を満たしています。 下限面積要件は、現在の耕作面積は16,857㎡ですので、すでに30a要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p>

櫻井推進委員	<p>13番 櫻井推進委員どうぞ。</p> <p>13番 櫻井です。</p> <p>去る10月27日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は田として、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号の1番及び2番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号の1番及び2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号の1番及び2番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号の3番について、審議及び採決を行います。本件は、委員が関係しています。当該委員は、質疑が終わりましたら退室してください。</p>
議長	<p>事務局より概要の説明を願います。</p>

次長	議案朗読
局長	<p>本件は、10月27日、地区担当の安原委員、吉橋推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図12ページをご覧ください。たか橋の東約100mに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件は、従事日数が150日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、権利取得後において耕作に供する農地の面積は6,272㎡ですので、30a要件を満たします。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>5番 吉橋推進委員どうぞ。</p>
吉橋推進委員	<p>5番 吉橋です。</p> <p>去る10月27日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は田として、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>それでは、当該委員は退室してください。</p>

議長	<p>【当該委員退室】</p> <p>議事を進めます。 これより議案第4号の3番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手，全員であります。 よって，議案第4号の3番については，原案のとおり許可することに決定しました。 当該委員，入室願います。</p>
議長	<p>【当該委員入室】</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画審議の件，申請番号1番及び3番について，審議・採決を行います。 申請番号1番及び3番について，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番）</p>
局長	<p>右上に「参考案内図1-1」と記載があります案内図をご覧ください。 場所は，秀明大学の東約1，000mに位置しています。 借人の申請理由は，賃貸借権の再設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。 賃料は2筆合わせて年間10，000円です。 利用集積計画要件について，「全部効率利用要件」は，遊休農地及び貸付地はありません。 「常時従事要件」は，従事日数は150日ですので，150日要件を満</p>

	<p>たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（3番）</p>
局長	<p>続きまして、参考案内図1-3をご覧ください。 場所、桑納橋の南約500mに位置しています。 借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で 期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付 地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は250日ですので、150日要件を満 たしています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第5号の1番及び3番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第5号の1番及び3番について、原案のとおり承認することに賛成 の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第5号の1番及び3番については、原案のとおり承認する ことに決定しました。</p>

議長	次に、申請番号2番について、審議・採決を行います。 それでは、これより議長を將司会長職務代理者に交代します。
議長 (職務代理)	議長を務めます將司です。よろしくお願いします。 議事を進めます。 申請番号2番について、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（2番）
局長	参考案内図1-2をご覧ください。 場所は、神尾橋の西約400mに位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は10aあたり米1.5俵です。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありませんが貸付地があります。この貸付地については、適切に営農されており問題ありません。 「常時従事要件」は、従事日数は200日ですので、150日要件を満たしています。説明は以上です。
議長 (職務代理)	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長 (職務代理)	質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室してください。 【当該委員退室】
議長 (職務代理)	議事を進めます。 これより議案第5号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。

(職務代理)	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第5号の2番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長 (職務代理)	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第5号の2番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>当該委員、入室願います。</p> <p>これより議長を交代します。</p> <p>【当該委員入室】</p>
議長	<p>それでは引き続き議事を進めます。</p> <p>報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地法施行規則第29条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 会長決裁事項の報告について、農地法第18条の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第2号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第4号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第4号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>その他としまして、八千代市農業委員会だより第49号の配付についての説明を、広報委員会の間野委員長からお願いします。</p>
間野委員	<p>広報委員会委員長の間野です。</p> <p>今回、完成した第49号農業委員会だよりの配付のお願いです。皆さんのお手元にも配付していますので、後程ご覧いただければと思います。</p> <p>農業委員の皆さんには、担当地区の名簿と農業委員会だよりが入っている、黒い手提げ袋を配付していますので、同じ担当地区の推進委員の方とご相談のうえ、農家の皆さんへ配付をお願いします。</p> <p>名簿は、取扱いに十分注意しながら、配付する際の記録簿としてご利用ください。なお、名簿に「郵送」と記載されている方につきましては、配付していただく必要はありません。</p> <p>皆さんお忙しいとは思いますが、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、農業委員会だよりは、事務局のカウンターに設置するほか、農協、農業交流センター及びふるさとステーションにも設置していただく予定で</p>

	<p>すので、ご承知おきください。</p> <p>最後になりますが、配付が終わりましたら、「手提げ袋」と「名簿」は、必ず事務局へご返却ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、質疑を終わります。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、農業委員会だよりの配付にご協力をお願いします。</p> <p>間野委員長ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 1 2月7日（水）午後1時30分から 市役所 別館2階 第1第2会議室 ○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> 1 1月30日（水） 担当委員：安原委員，將司委員 午後1時15分に事務局へ集合
議長	<p>以上で令和4年第11回総会を閉会します。</p>